

J R 四国労組ニュース

平成29年7月4日（No.26）

発行責任者／中濱 斉 編集責任者／幸 大

経営協議会開催！ ～客室乗務員制度の運用中止～

本部は、6月7日に開催された経営協議会において「客室乗務員制度の運用中止」について説明を受け、その後、職場集会を開催し該当する準組合員からの意見等を踏まえ発第130号（6月22日付）により具体説明要求を付議し、本日開催された経営協議会において会社の考え方が示されるとともに、今後の対応等について協議を行った。

会社からの、発第130号に対する回答は、次のとおり。

【発第130号「客室乗務員運用中止」に対する具体説明要求について】

- 1 今回、客室乗務員制度の運用を廃止しない理由及び運用中止の時期を平成30年3月とした理由について明らかにされたい。

客室乗務員制度を「廃止」するために必要な手続き等を考慮すると、現時点で「廃止」とするメリットがないために同制度の「運用中止」としました。

また、客室乗務員制度の運用中止による車掌運用の大幅な見直し及びダイヤ改正毎に必要な帳票類の変更等が発生するため、ダイヤ改正等を実施する時期にあわせた運用中止としました。

- 2 運用中止に伴う準組合員の雇用への今後の対応等について明らかにされたい。

(1) 社員採用を希望する者に対する臨時のプロフェッショナル職採用試験の概要について

平成30年3月の客室乗務員制度の運用中止を受け、客室乗務員のみを対象とした臨時のプロフェッショナル職採用試験を実施します。

試験スケジュールについては、1次試験（筆記試験等）を7月21日～23日、最終試験（面接等）を8月10日に実施します。

(2) 契約社員として再雇用を希望する者に対する職種、職場、賃金水準等の雇用条件の明示について

契約社員としての再雇用を希望する社員については、再雇用先として、観光列車のアテンダント、駅、ワープ等の職種を想定していますが、具体的な職場については、各職場の要員需給等を踏まえ、9月末を目途に提示します。その後、本人の希望を踏まえ、11月以降に採用試験を実施します。なお、採用時の賃金については、各職種の基本賃金を適用します。

(3) グループ会社での再雇用等の選択肢の拡大について

J R四国本体については、臨時のプロフェッショナル職採用試験の実施、契約社員としての他職斡旋を行います。基本的にはJ R四国本体での再雇用を優先しますが、グループ会社での再雇用を望む場合には、グループ会社の要員需給を踏まえ、紹介することを検討します。

(4) 客室乗務員以外での雇用継続を希望しない者への対応について

在籍している客室乗務員に対しては、プロフェッショナル職採用試験の優先、契約社員としての他職斡旋について、細やかな個別面談等の実施により、誠実に対応していきませんが、本人が客室乗務員以外の業務をどうしても望まない場合には、客室乗務員としての契約期間満了をもって退職となります。

3 平成29年9月以降に実施する運用改正について、規模、内容、要員配置について明らかにされたい。

平成29年9月以降に実施する運用改正の目的は、客室乗務員への助勤解消を図ることです。主に客室乗務員乗務列車として運転している特急「いしづち」「しまんと」を車掌列車に変更する方針で、客室乗務員と高松車掌区の行路が変更となる予定です。具体的な行路等について検討を進めているところで、要員の増減について現時点で答えられません。

《主なやり取り》

【組合】客室乗務員制度の運用が「廃止」ではなく「中止」とあるが、今後、再度運用することはあるのか。

【会社】今回「中止」としたのは、あくまで運輸局への届出等の事務処理を考慮してのことであり、再度運用することは現時点では考えていない。

【組合】3月末まで継続就業してもらうために賃金面も含め改善を図るべきである。

【会社】労働条件に関する項目のため、総合労働協約改訂交渉時において協議したい。

【組合】契約社員の雇用契約更新は10月からであるが、次回の契約は半年となるのか。

【会社】そのように考えている。

【組合】9月以降に実施する運用改正において、助勤は解消するのか。

【会社】現在、客室乗務員が乗務している特急を車掌乗務とし、行路の持ち替えも行い、助勤の解消に努めたいと考える。ただし、3月末を待たず9月の雇用契約終了をもって退職する客室乗務員が多数の場合は、若干名の助勤により対応せざるを得ない状況が発生する。

【組合】3月以降の助勤は発生しないのか。

【会社】そのように考えている。

以 上